

平成31年度労働報酬下限額について、目黒区公契約条例第7条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成31年4月1日

目黒区長 青木英二

1 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る
平成31年度労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,723
2	普通作業員	2,375
3	軽作業員	1,700
4	造園工	2,385
5	法面工	3,015
6	とび工	3,038
7	石工	3,072
8	ブロック工	2,847
9	電工	2,870
10	鉄筋工	3,060
11	鉄骨工	2,858
12	塗装工	3,140
13	溶接工	3,365
14	運転手（特殊）	2,678
15	運転手（一般）	2,217
16	潜かん工	3,342
17	潜かん世話役	3,950
18	さく岩工	3,330
19	トンネル特殊工	3,275
20	トンネル作業員	2,700
21	トンネル世話役	3,635
22	橋りょう特殊工	3,342
23	橋りょう塗装工	3,465
24	橋りょう世話役	3,825
25	土木一般世話役	2,768

No.	職 種	労働報酬下限額
26	高級船員	3,275
27	普通船員	2,588
28	潜水士	4,557
29	潜水連絡員	3,140
30	潜水送気員	3,117
31	山林砂防工	3,027
32	軌道工	5,018
33	型わく工	2,892
34	大工	2,847
35	左官	3,072
36	配管工	2,577
37	はつり工	2,790
38	防水工	3,330
39	板金工	3,095
40	タイル工	2,487
41	サッシ工	2,847
42	屋根ふき工	2,847
43	内装工	3,072
44	ガラス工	2,768
45	建具工	2,645
46	ダクト工	2,510
47	保温工	2,543
48	建築ブロック工	2,565
49	設備機械工	2,588
50	交通誘導警備員A	1,710
51	交通誘導警備員B	1,485

【備考】上記の職種に当たらない次の労働者については、1,322円とする。

- (1) 見習い・手元等の労働者
- (2) 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

2 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に定める契約に係る平成31年度労働報酬下限額については、1,040円とする。